

第二次レッドリスト（案）に関する県民意見の募集結果と県の見解について

パブリックコメントの概要

1. 意見募集期間

平成 19 年 11 月 1 日（木）から平成 19 年 11 月 30 日（金）まで

2. 実施結果

ア 意見提出者数 11 人（手紙 2 名、ファックス 1 名、Eメール 8 名）（いずれも県内個人）

イ 延べ意見件数 28 件（いずれも県内個人）

3. 内訳

ア 対象分類群別	哺乳類	1 件
	鳥類	6 件
	は虫類・両生類	1 件
	淡水魚類	9 件
	昆虫類	9 件（一部に維管束植物に関する意見を含む）
	その他	2 件
イ 意見の内容別	レッドリスト掲載種及び評価区分に関する意見	23 件
	種名・学名の表記方法などに関する意見	2 件
	行政への要望に関する意見	3 件

パブリックコメントの内容と県の見解

哺乳類

	パブコメ意見	県の見解
1	<p>次のコウベモグラを地域個体群とする指定をお願いします。 名古屋市中区三の丸、名古屋城外堀に生息するコウベモグラの個体群。</p> <p>理由 コウベモグラは愛知県において、現在比較的広い分布を示しているため、このたびのレッドデータブックにおいて、保護の対象にはなっていません。このことは、名古屋市の発行したレッドデータなごや 2004 においても同様です。しかし、上記の個体群は、かつてはもっと広い分布をもっていたのが、市街化が進むにつれて狭い緑地に取り残された集団だといえます。この生息地は、市街地のなかにあるので、外からも、内からもモグラが出入りすることはきわめて困難であり、ほぼ隔離された状態にあるといえます。また、この集団は、近隣の集団よりも体が大型化しているという、特徴を示しています（成長、2004 年、第 36 回 成長談話会大会、プログラム・抄録集：p.10）。学術的には、この小さな集団の今後の動向を注目することは、都市化などで隔離された動物の保護を進める上でも、重要であると考えます。 （春日井市、55 歳、男性）</p>	<p>ご指摘を踏まえた上で改めて評価し、名古屋城外堀に生息するコウベモグラの個体群を地域個体群としました。</p>

鳥類

	パブコメ意見	県の見解
1	<p>近年、温暖化の影響が大きな環境の変化なのか分かりませんが、愛知県内の低山地域でもノスリの繁殖が確認されるようになりました。越冬個体は以前からたくさんいましたが、生態系の頂点に立つワシタカ類の繁殖はきわめて貴重なものと思われます。しかし、県内の山は植林した山も里山も荒廃しているため、このままさらに荒廃が続けば餌の確保が難しくなり繁殖個体は絶滅するものと思われます。ノスリをレッドリストに含めることを提案します。</p> <p>(岡崎市、48歳、男性)</p>	<p>本種は、比較的通過・越冬個体が多いことと、愛知県内での繁殖が以前は標高1,000メートル程度以上の場所に限られていたものが、近年は標高に関係なく繁殖期の記録が認められるようになったことから、絶滅のおそれがある状況ではないと判断しました。</p>
2	<p>ノスリはNTとすべきではありませんか？</p> <p>渥美半島ではこれまでハチクマ・オオタカなどの繁殖は確認されてきましたが、ノスリの繁殖は確認されてきませんでした。しかしながら、私達は昨年・今年と2年連続で渥美半島大山周辺で求愛行動など繁殖に関わる行動を確認し、同所で6～7月にも生息していることも確認しております。</p> <p>県内他地域でも繁殖例が確認されていると聞きますが、オオタカ他よりは繁殖個体数は少ないようです。猛禽類他種と比較して考えますと、NTとされるべきではないでしょうか？</p> <p>(田原市、58歳、男性)</p>	<p>(1の見解に同じ)</p>
3	<p>新たにシロチドリとメリケンキアシシギの2種が追加されていますが、インターネットで拝見した案には、その選定理由が記されていませんでした。シロチドリは繁殖地の減少を危惧したものであろうと推察できますが、メリケンキアシシギは、まだ県外のレッドリストにも掲載されたことがなく、私自身が県内での分布状況をよく知らないため、追加される重要性が分かりません。おそらく県内での通過個体数が著しく減少しているのであろうと想像していますが、それがどんな人間活動の影響によるものなのか、どれほど減少しているのか等をレッドリスト案にて簡単にでも説明して頂きたかったです。</p> <p>(春日井市、33歳、男性)</p>	<p>シロチドリを選定したのは、繁殖場所である海岸や河口、河岸の生息条件が悪化しているためです。</p> <p>メリケンキアシシギを選定したのは、飛来生息環境である外洋に面した特定された小さな岩礁が愛知県内では数少なく、その環境が影響を受ける可能性があるためです。</p>
4	<p>ヤマシギはDDではなくVUかNTではないでしょうか？</p> <p>私は1980年代に伊良湖で環境庁(当時)委託の鳥類標識調査をしておりましたが、11月末から12月にかけて、例年数羽を捕獲していました。(環境庁 鳥類観測ステーション報告1987他)リポート捕獲の個体もありました。田原市伊川津町や越戸町の山林近くの耕地でも確認しており、前者の記録は愛知県に、後者は東三河野鳥同好会の機関紙に掲載されております。渥美半島で越冬個体があることは事実ですのでDDの評価は再検討をお願いしたいと思います。また越冬中の採餌にふさわしい耕地・山林の環境が減少していることから、個体数の減少が心配されます。</p> <p>(田原市、58歳、男性)</p>	<p>ご指摘のありました情報を考慮し、改めて検討したところ、評価するに足るだけの情報が確認されたことから、NTとしました。</p>
5	<p>日本鳥類目録改訂第6版に従った場合、以下の種の分類・学名がリストでは間違っていたので記しておきます(下線が正しいです)。</p> <p>シベリアオオハシシギ <i>Limnodromus semipalmatus</i> (Blyth)</p> <p>ハヤブサ <i>Falco peregrinus Tunstall</i></p> <p>ジュウイチ / カッコウ目カッコウ科</p> <p>コオバシギ <i>Calidris canutus</i> (Linnaeus)</p> <p>オオハシシギ <i>Limnodromus scolopaceus</i> (Say)</p> <p>ツツドリ / カッコウ目カッコウ科</p> <p>サンカノゴイ <i>Botaurus stellaris</i> (Linnaeus)</p> <p>ヤマシギ <i>Scolopax rusticola</i> Linnaeus</p> <p>(春日井市、33歳、男性)</p>	<p>ご指摘のとおりですので、日本鳥類目録改訂第6版に従い修正しました。</p>

6	<p>私は11月1日の中日新聞で「野生動植物、県が第2次リスト案」についての記事を見ました。私は福江町日比浜で魚を昔から養殖していますが、昔は数も少なく何の被害もなかったのですが、最近はこちらから「ミサゴ」がたくさん飛来してきて魚をもっていってしまいます。現在はたぶん1羽位だと思いますが昨年もその前も10羽位が来ていました。もし、この鳥がレッドデータブックのなかに入ったら、私の生活に大変に困ると思ってお手紙を書きました。</p> <p>最近の野鳥保護について見てみると、保護はするけどその管理をしないように感じます。これから私の丹誠こめて養殖した魚は冬になり、水温が下ると水温の高い浅い所に来ますので「ミサゴ」にとって魚を捕りやすくなります。糸をはっても何をやってもだめです。どうかよろしくお願いします。県で何もする事が出来ないのであれば私達、家族で魚を守るために銃による1羽だけの許可を下さいますようお願いいたします。</p> <p>(田原市、年齢記入なし、男性)</p>	<p>本種は、主として伊勢湾・三河湾沿岸を中心に冬期にみられますが、愛知県内での記録はわずかであり絶滅危惧種に移行する可能性があるため、前回のレッドリスト同様、NTとしました。</p> <p>なお、野生生物による被害防止を含めた鳥獣対策は重要であると考えています。養魚場でのミサゴの採餌は、上空から水面に飛び込んで捕まえる方法に限られます。このため、養魚場でのミサゴの食害を防ぐ有効な方法として、養魚場の上面全体、あるいは魚が浮上して集合し易い箇所の水面上1m以上の場所に、太い糸や綱で作られた網目約20cm以下の網を水平方向に架けることなどが考えられますので、ご検討下さい。</p>
---	---	--

は虫類・両生類

	パブコメ意見	県の見解
1	<p>以下の種について、日本爬虫両棲類学会がホームページにて公表している種名リスト (http://zoo.zool.kyoto-u.ac.jp/herp/wamei.html) と相違(下線)がありましたので記しておきます。</p> <p>ニホンスッポン <i>Pelodiscus sinensis</i> (Wiegmann) 亜種小名不要 シロマダラ <i>Dinodon orientale</i> (Hilgendorf) オオサンショウウオ <i>Andrias japonicus</i> (Temminck) カジカガエル <i>Buergeria buergeri</i> (Temminck et Schlegel) アカハライモリ <i>Cynops pyrrhogaster</i> (Boie) 亜種小名不要 ツチガエル <i>Rana rugosa</i> Temminck et Schlegel</p> <p>(春日井市、33歳、男性)</p>	<p>ご指摘のとおりですので、日本爬虫両棲類学会が公表しているリスト(日本産爬虫両生類標準和名)に従い修正しました。なお、ニホンスッポンは、環境省のレッドリストに準じて亜種小名を表記しました。</p>

淡水魚類

	パブコメ意見	県の見解
1	<p>環境省版レッドリストに記載されている魚種については、少なからずリストに掲載すべきだと考えます。特に、以下の魚種(アオギス、シロヒレタビラ、デメモロコならびにイトモロコ、サツキマス・アマゴ、ウナギ)は危機的な状況にあることから、リストに掲載すべきだといえます。</p> <p>(甚目寺町、30歳、男性)</p>	<p>本レッドリストの作成においては、ご指摘の種のみならず全ての種について、環境省のレッドリスト等も参考にしながら愛知県における絶滅のおそれを評価しました。ご指摘のありましたアオギスなど個々の種については、以下の見解のとおりです。</p>
2	<p>アオギス(EXまたはDD)</p> <p>伊勢・三河湾の浅海域、干潟および河川河口域に生息して記録はあるが、現在は絶滅したと可能性が高いと考えられます。今後の干潟再生の目標種として注目すべき種であり、現状ではDDとして記載することが最低限必要です。また、生息状況の詳細調査の必要性についても言及されることを期待します。</p> <p>(甚目寺町、30歳、男性)</p>	<p>本レッドリストは、淡水魚類を評価対象としております。このため、アオギス等、海域や汽水域に生息する魚類は評価対象としておりません。</p>
3	<p>シロヒレタビラ(EN)</p> <p>愛知県に生息するタナゴ類は全種において生息環境が悪化しており、本種が掲載されない理由など想像がつかないと考えます。最低限、DDとして情報収集の必要性だけでも言及すべきです。</p> <p>(甚目寺町、30歳、男性)</p>	<p>本種は、現在のところ確実な標本を伴う愛知県内での確認記録が存在しませんので、本レッドリストの評価対象としませんでした。</p>

4	隣接する岐阜県ではシロヒレタビラは準絶滅危惧になっているが、愛知県レッドデータには掲載されていない。愛知県での生息状況は良好なのか。 (名古屋市名東区、23歳、男性)	(3の見解に同じ)
5	デメモロコならびにイトモロコ(DD) まずは生息状況の詳細調査が必要です。他県と同様に両種の生息環境は悪化しており、濃尾平野の自然再生の注目種としてもリストに掲載すべきと考えます。 (甚目寺町、30歳、男性)	デメモロコは、現在のところ確実な標本を伴う愛知県内での確認記録が存在しませんので、本レッドリストの評価対象としませんでした。 イトモロコは、ダム湖では一般的に群れて確認されており、愛知県においては絶滅のおそれがある状況ではないと判断しました。
6	環境省のレッドデータリストではデメモロコは絶滅危惧類となっているが、愛知県レッドデータには掲載されていない。愛知県での生息状況は良好なのか。 (名古屋市名東区、23歳、男性)	(5の見解に同じ。)
7	サツキマス・アマゴ(NT) 本種は漁業対象魚として、各河川で放流されているが、降海性のサツキマスが遡上・産卵できる自然環境が残る河川は愛知県内から喪失しました。堰・ダムなどの河川横断構造物による影響で本種は絶滅の危機にあり、今後も放流を繰り返す水産資源管理に苦言を呈すべきです。人工繁殖を継続することで、生態の変化や繁殖能力が低下するなど、遺伝学的側面からの問題も指摘されています。環境省版レッドリストの掲載理由からすれば、本種は愛知県版リストに掲載されるべき種と考えます。アマゴ(河川残留型)の生息状況だけで判断すべきではないと考えます。 (甚目寺町、30歳、男性)	サツキマスは河川で生まれ海に下ったものが再び河川に遡上したもので、アマゴは河川に残留したものです。このように生活環境の違いはあるものの、同種のものであるため、本レッドリストでも同種として評価しており、本種の愛知県における生息状況は、絶滅のおそれがある状況ではないと判断しました。
8	ウナギ(DD) 本種は降河回遊魚であることから県内の生息状況だけで判断してはいけなないと考えます。本種は全国的に減少しており、環境省版レッドリストにおいてもDDに指定されています。したがって、全国レベルで考えると、愛知県においてもDDが妥当と考えられます。 また、本種の生息地は海域、ならびに河川の上流域から下流域と広範囲であります。陸水域における河川上流(渓流域)、農業用水、ため池など、かつては多数の生息数が確認されていた水域では激減しております。これは河川横断構造物による影響が特に顕著であることが理由と考えられます。さらに、シラスウナギの減少、乱獲などによっても減少しています。今後はさらにヨーロッパウナギの輸出規制により、本種の乱獲が懸念されています。 以上のことから、本種をDD以上で掲載すべきと考えます。 (甚目寺町、30歳、男性)	本種については、環境省のレッドリストに掲載されておりますが、本種の愛知県における生息状況は、シラスウナギの遡上が見られ、絶滅のおそれがある状況ではないと判断しました。
9	環境省のレッドデータリストではツチフキは絶滅危惧類となっているが、愛知県レッドデータには掲載されていない。愛知県での生息状況は良好なのか、それとも本種は愛知県においては移入種であるということか。 (名古屋市名東区、23歳、男性)	本種については、環境省のレッドリストに掲載されておりますが、本種の愛知県における生息状況は、絶滅のおそれがある状況ではないと判断しました。

昆虫類

	パブコメ意見	県の見解
1	ナベブタムシは「EN」から「NT」、オオゴキブリは「NT」から「DD」にランクが下がっているが、共に県内でも広汎に分布しており、差し迫って絶滅の危険性がある種とは考えにくい。「ランク外」にしてもいいと思う。 (名古屋市天白区、27歳、男性)	ナベブタムシは、生息地での個体数は多いのですが、生息環境の悪化がみられることや、近縁種の事例なども考慮し、絶滅危惧種に移行する可能性があるかと判断しました。 オオゴキブリは、新たな生息地が確認されていますが、生息環境に対する圧力が依然として存在すること、個体数の増減に関する情報が得られていないことから、リストからの除外を判定するに足る情報が得られていないと判断しました。

2	<p>ルリクワガタ、オニクワガタについて 現在のところブナ原生林にそれなりに見られる種類ですが、愛知の原生林の規模は異常に狭い上、直通で車道までも貫いており、県内から多くの朽木割りによる採集者が集中している現状です。原生林内でしかまとともに繁殖の出来ない種ですので、配慮すべきと考えます。 (日進市、29歳、男性)</p>	<p>ルリクワガタ、オニクワガタは、愛知県内での生息域は限られていますが、前回のレッドリスト作成時に比較して個体数の激変、生息環境の極端な悪化が見られないため、絶滅のおそれがある状況ではないと判断しました。</p>
3	<p>本県のカツラネクイハムシは岐阜県と共に東限個体群として重要であるが、県内に3地点ある既知産地の全てで、10年以上にわたり確認記録が途絶えている。また、生息環境の湿地は常に開発の脅威にさらされており、既に名古屋市天白区平針の生息地は消失してしまったと思われる。今後再確認の可能性は残されて入るものの、以上のような現状を踏まえると「CR」と判定するのが妥当だと思う。 (名古屋市天白区、27歳、男性)</p>	<p>本種は、前回のレッドリスト作成時以降、新たな生息確認を得ることはできませんでしたが、一定の保全対策がなされている生息地が存在すること、その生息環境に大きな変化はないことから、前回のレッドリスト同様、VUとしました。</p>
4	<p>ツマグロキチョウをリストから、外す理由を知りたい。もし、最近の調査において、「数が増加しているため」と、判断され、除外されるならば、大きなミスで、将来に禍根を残すことになる。 ツマグロキチョウの発生場所を知れば、このような判断はできないはずである。例えば、瀬戸市においては、食草のカワラケツメイは、4箇所には生育しているが、いずれも、道路や歩道の法面・公園の隅で、草刈でなくなる恐れがある等、不安定である。そのうち、ツマグロキチョウが発生を繰り返しているのは、1箇所と思われる。ツマグロキチョウが、最近、尾張東部で増加したのは、宅地開発で、この高台にカワラケツメイの大群落ができ、多方面拡散の供給源になったのでは、と推定している。 筆者は、地元の人に、「あの黄色い蝶は、他のとは、ちょっと違っていて、レッドデータブックの絶滅危惧種のツマグロキチョウですよ。」「あの蝶は、このカワラケツメイという植物の葉を食べているので、全部刈らないで残しておいてください」と依頼している。リストから外されたら、これからは、草刈中止や除草剤散布中止の依頼理由がなくなり、説得できなくなり、残念である。ツマグロキチョウが、いなくならなければよいが。 (瀬戸市、58歳、男性)</p>	<p>本種は、一部の地区では生息環境の悪化により産地が減少しましたが、各所で新産地が確認されており、愛知県全体としては一頃に比べて個体数の増加が確認されていることから、リスト外としました。</p>
5	<p>ツマグロキチョウが「VU」から「ランク外」に移されているが、県内における本種の発生地は現在、尾張地域の庄内川を中心とした場所に限定されている。宅地開発により創られた造成地に一時的に形成されたカワラケツメイ群落で発生していることが多く、生息基盤は非常に不安定で、数年後に激滅することは明らかである。岐阜県や三重県でも既に確実な産地は失われており、愛知県内における危険度もギフチョウよりは明らかに高いはずで、「VU」あるいは「EN」と評価するのが妥当だと思う。 (名古屋市天白区、27歳、男性)</p>	<p>(4の見解に同じ)</p>
6	<p>ミドリシジミについては、ため池などの放置により、湿地乾燥化 ハンノキ減少など樹相変化により、絶滅箇所が増加している。瀬戸市 においては、ギフチョウの個体数の100分の1以下といっても言い過ぎではない。ギフチョウなどに比べれば、はるかに危険である。 (瀬戸市、58歳、男性)</p>	<p>本種は、低地部では生息環境の悪化により個体数が減少した場所もありますが、山間部ではヤマハンノキに依存して継続的に発生するなど、愛知県全体としては各地に分布し、新たな産地も増えたことから、リスト外としました。</p>
7	<p>ミドリシジミのリスト外の設定について ハンノキがあれば小規模でも割合多くの個体が見られる種ですが、そもそも食樹であるハンノキ林自体、保護の対象として考えられない場合が多く、存続の基盤が貧弱であると言えます。現に日進市内でも、道路建設のためにサクラバハンノキを含むハンノキ林がほとんど消失してしまいました(市内のハンノキ林の推定40%近くが消失)。サクラバハンノキも含め、準絶滅危惧種として警戒すべきだと思います。 (日進市、29歳、男性)</p>	<p>(ミドリシジミは、6の見解に同じ) サクラバハンノキは、一部では減少した場所もありますが、若木が多数生育している場所もあり、愛知県全体としては生育地点数や現存総個体数も多いことから、前回のレッドリスト同様、リスト外としました。</p>

8	<p>ゴイシジミ・サカハチチョウも、瀬戸市では、細々と生息している。環境は保たれていると思うが、尾張地方では、瀬戸市のみが生息と思われ、準絶滅危惧種としてリストに残せないでしょうか。</p> <p>(瀬戸市、58歳、男性)</p>	<p>ゴイシジミは、調査が進み採集記録が増えたこと、幼虫の食餌がタケ・ササ類の葉裏に寄生するタケノアブラムシなどであり、愛知県内の至る所で確認できることから、リスト外としました。</p> <p>サカハチチョウは、個体数が一時的に減少した時期もありましたが、最近回復基調にあり、三河山間部では採集記録も多くあることから、リスト外としました。</p>
9	<p>「DD」からチョウ類が全て省かれているが、近年南方から分布を拡大中のミカドアゲハ、長野県からの迷チョウの可能性が高いヤマキチョウの2種はともかく、ヘリグロチャバネセセリとシータテハは除外する根拠が見当たらない。同様に県内での生息実態がよく分かっていないウラミスジシジミを含め、「DD」と評価すべきであると思う。</p> <p>(名古屋市天白区、27歳、男性)</p>	<p>ヘリグロチャバネセセリは、一例のみの記録で標本が現存せず、誤同定の懸念もあることから、評価対象としませんでした。</p> <p>シータテハは、直近の記録としての6年前の旭町での採集記録も含めて多くが秋型の偶産チョウと判断したこと、愛知県内では確実な食餌植物が判明していないことなどから、評価対象としませんでした。</p> <p>ウラミスジシジミは、瀬戸市や春日井市から豊田市の低地部に限っても各地で成虫が確認されていることから、前回のレッドリスト同様、リスト外としました。</p>

その他

	パブコメ意見	県の見解
1	<p>魚類と爬虫類両棲類について、前回と今回の調査についてお手伝いさせて頂いたものです。レッドリストにあらたな掲載種を増やすことはあまり関心がありません。ただ、リストアップするからにはきちんとした売買や採種の禁止などの法整備を進めるのが本来の環境行政の仕事であると思います。私がお手伝いした生物群や昆虫など小動物あるいは観賞用になりうる植物は環境の変化以上に心ない人たちの採集圧が主な減少原因と考えます。国のレッドリストも同じくですが、法整備無く、単に希少種を列挙することはこれらマニアや業者の「珍品リスト」作成であり、現状では悪質な者のために役所は仕事をしていると言われても言い過ぎではないと思います。事例として私の周りでも前回の愛知版レッドリストが発表されてから、絶滅危惧魚類のウシモツゴがマニアによって乱獲され、個体群の特定は出来ませんが、小牧市内にあるペットショップで同じ個体群と思われるものが売られております。</p> <p>愛知県は岐阜県とともに生物地理学的に希少な生物が数多く生息しております。岐阜県では魚類ではハリヨとウシモツゴが採取、売買禁止となっております。愛知万博の理念を継承するとか、レッドリストを改訂しました、とか、かけ声ばかりの内容の伴わない見せかけだけの仕事をするのであればしない方がマシです。税金の無駄遣いです。岐阜県もまだまだであると思いますが、少なくとも上記のような条例を制定したと言うことは愛知県より環境行政がしっかりしていると思われれます。早急に法整備をお願いしたいと思います。また、これらの標本を永久的に保存出来る県立の博物館(見せ物小屋目的ではない)も東海三県の中で愛知だけがありません。この点についても他の地方自治体に劣ると思います。言いたいことはまだまだありますが、こと自然環境に関する認識について愛知県は全国的に見てかなりレベルの低い後進県であると思います。なんとか、現状認識を改め、自然環境の保全や学問レベルについても他県から注目される県になってほしいと一県民として願います。</p> <p>(犬山市、36歳、男性)</p>	<p>レッドデータブックを作成し、自然環境保全に対する啓発を図るとともに、レッドリストの成果を基に希少野生動植物種保護制度の整備を進めてまいります。</p>
2	<p>設楽のダムや某大手自動車メーカーのテストコースなどの建設は、明確に種の絶滅への拍車をかけているわけですが、このような行為に対していま少しの法的規制は出来ないのですか。そのような観点からのレッドデータであってほしいと思います。</p> <p>(日進市、29歳、男性)</p>	<p>大規模開発行為に係る自然環境保全については、環境影響評価の手続きの中で対応してまいります。</p>